## 第21回住民記録システム等標準化検討会

日 時: 令和5年10月25日(水)

場所:オンライン開催

出席者(敬称略):

(座 長)

庄司 昌彦 武蔵大学社会学部教授

(分科会長)

後藤 省二 株式会社地域情報化研究所代表取締役社長

(構成員)

水島 聡史 神戸市地域協働局住民課係長

木野内 誠 筑西市企画部情報システム課課長補佐

海老名 賢一 前橋市未来創造部情報政策課副主幹(代理出席)

摩尼 真 町田市政策経営部デジタル戦略室担当課長

高橋 登 日野市企画部参事兼情報政策課長

森 圭子 藤沢市市民自治部市民窓口センターセンター長補佐

大竹 芳弘 三条市総務部情報管理課課長補佐

熊谷 和泉 飯田市市民協働環境部市民課住民記録係長

河合 明人 倉敷市市民課主幹兼デジタルガバメント推進室主幹

津留 薫 久留米市市民文化部市民課課長補佐

能沢 英志 神奈川県町村情報システム共同事業組合事務局副主幹

藤井 敏久 京都府町村会理事兼企画振興課長

西川 亨 全国知事会調査第一部長

向山 秀昭 全国市長会行政部長

前田 達弥 全国町村会行政部参事(代理出席)

樋口 浩司 地方公共団体情報システム機構理事

佐藤 勝己 地方公共団体情報システム機構

ICTイノベーションセンター副センター長

吉田 稔 地方公共団体情報システム機構

被災者支援システム全国サポートセンター長

吉本 明平 一般財団法人全国地域情報化推進協会企画部担当部長

池端 桃子 デジタル庁地方業務標準化エキスパート(代理出席)

三木 浩平 総務省デジタル統括アドバイザー

植田 昌也 総務省自治行政局住民制度課長

小牧 兼太郎 総務省自治行政局住民制度課マイナンバー制度支援室長

君塚 明宏 総務省自治行政局地域DX推進室長

日上 俊祐 総務省情報流通行政局地域通信振興課課長補佐(代理出席)

小川 久仁子 総務省サイバーセキュリティ統括官付参事官 (総括担当) (準構成員)

長友 悟 株式会社 RKKCS 企画開発本部住基内部システム部長

津村 邦治 Gcom ホールディングス株式会社

第1製品開発部住記1課エキスパート(代理出席)

新谷 則之 株式会社 TKC ユーザ・インターフェイス第一設計部

住民情報システム設計グループ課長

山崎 高広 株式会社電算開発本部ソリューション1部

藤野 正則 日本電気株式会社社会公共ソリューション開発部門

住民情報システム開発統括部住民情報グループ

プロフェッショナル

青木 弘明 株式会社日立システムズ公共・社会事業グループ

公共情報サービス第一事業部公共パッケージ開発第一本部

ADWORLD強化センタ センタ長

大村 周久 富士通 Japan 株式会社ソリューション開発本部

社会保障・フロントソリューション事業部シニアディレクター

## 【議事】

- 1. 住民記録システム標準仕様書【第5.0版】案、印鑑登録システム標準仕様書 【第3.2版】案及び戸籍附票システム標準仕様書【第3.0版】について
- 2. 標準化における最近の動向について
- 3. その他

## 【概要】

- 1. 住民記録システム標準仕様書【第5.0版】案、及び印鑑登録システム標準仕様書【第3.2版】案及び戸籍附票システム標準仕様書【第3.0版】について事務局より、「資料1 今後の住民記録・印鑑登録・戸籍附票システム標準仕様書の修正点(案)」について、住民票等への氏名及び旧氏の振り仮名の記載に関する概要、各仕様書の主な変更点の説明を実施。
- ○資料1のp4より、日本人氏名の振り仮名を公証する場合には、本籍地に氏名の振り仮名の届出を行い、住基ネットを通じて本籍地の戸籍情報システムから住所地の住民記録システムへ情報連携されるものと認識しているが、本籍地と住所地が同一自治体である場合は戸籍情報システムと住民記録システムとの自治体内のシステム連携が必要になるのではないか。連携機能についてどのような想定であるかご教示いただきたい。
- →本籍地と住所地が同一自治体であるか異なる自治体であるかに関わらず、戸 籍情報システムから住民記録システムへのデータ連携は住基ネットを用いた

連携を想定している

- 〇住基ネットを用いた連携を念頭に、データ要件・連携要件標準仕様書において、 連携項目として氏名の振り仮名が追加されるということか。
- →ご認識のとおりである。今後デジタル庁と協議を行ったうえで修正する想定 である。
- ○本籍地と住所地が同一自治体においては、自治体内のシステム間の連携による即時連携が可能であるが、住基ネットを経由することにすると連携に時間を要する点が懸念である。
- →自治体によってはシステム間連携が行われている実態が存在することは理解 するが、標準仕様書においては、これまで戸籍システムと住民記録システム間 の直接の連携を想定しておらず、開発への影響度を考慮し、これまでの整理と 同様に住基ネット経由での連携機能を定義している。
- ○資料1のp6より、振り仮名については、氏は筆頭者のみ、名は筆頭者も含めた各個人が申出可能であり、いずれの場合においても住民記録システムで便宜上管理しているフリガナは上書きされると理解している。また、氏名の振り仮名を住民票の写し等に印字する際はそれぞれの公証フラグを用いて、公証された氏又は名のみを印字するものと理解している。申出をした振り仮名と便宜上管理しているフリガナが同一であれば問題ないが、仮にそれらに相違が生じた場合においても、申出をした振り仮名で便宜上の振り仮名が上書きされるという理解でよいか。
- →ご認識のとおりである。
- 〇旧氏の振り仮名について、本人が申し出ているものと、本人の旧戸籍の筆頭者 が申し出た氏の振り仮名に差異が生じる可能性があるが、その点はどのよう に考えるか。
- →旧氏については旧氏を記載している者が届出を行うことになり、旧戸籍の氏の振り仮名と異なることが想定されるが、氏名の振り仮名においても同様の事象が生じうると考えているため、氏名の振り仮名における法務省の取扱いを踏まえて検討する。
- 〇旧氏の振り仮名を申し出る場合、戸籍に振り仮名が未登録の場合は住民の申 出により旧氏の振り仮名を記載する必要があるが、職権記載などにより、すべ ての国民に戸籍の振り仮名が設定された後には旧氏の振り仮名は従前の戸籍 で公証された氏名の振り仮名が継承されることになるということか。
- →ご認識のとおりで考えている。
- ○4情報に氏名の振り仮名は含まれるという解釈か。標準仕様書上の記載では

- 4情報に氏名の振り仮名が含まれるかが不明瞭であるため、用語の定義を明確にしていただきたい。また、4情報が更新される際に住基ネットに対して「軽微な修正」という異動事由を設定して送らないと公的個人認証のカード用署名用電子証明書が失効する動きとなるが、振り仮名が公証された後、誤記修正等を行った場合の扱いについても今後確認していただき、標準仕様書上に示して欲しい。
- →氏名の振り仮名は4情報に含まれない。標準仕様書上の表記について改めて確認し、必要に応じて修正を行う。また、公証済みの氏名の振り仮名の誤記修正の取扱い等は検討中であるため、決まり次第必要な反映を行う。
- 〇標準準拠システムにおいては、日本人・外国人いずれにおいても氏名の振り仮名は「カタカナ」で管理する見込みか。
- →ご認識のとおりである。
- ○外国人住民の住民票の写し等において振り仮名欄は一律\*表記となるか。公証済みの日本人氏名の振り仮名が証明書上に表示されることになった場合、外国人も同様に表示したいという要望が見込まれる。
- →外国人住民のフリガナは、一律\*表記と整理している。外国人住民については、標準オプション機能として氏名欄に便宜上のフリガナを括弧書きで表示できることとしている。
- 〇全国の市区町村が、住所地から本籍地に対して従前より管理しているフリガナの情報を送る等想定されるが、スケジュールを組む予定はあるのか。
- →通知の実施は各自治体の準備状況に依存するため、目安の期間を提示したう えでその期間内に適宜実施いただくような形になると見込まれる。運用詳細 は検討のうえ、改めて示す想定である。
- ○運用について、決定次第共有いただきたい。
- 〇全自治体の運用に影響を及ぼすものであるため、事前の周知等を徹底してい ただきたい。
- 〇振り仮名法制化に伴い、標準仕様書のみでなく、データ要件・連携要件標準仕様書、既存住基システム改造仕様書や中間標準レイアウト(コンビニ交付連携)の改版も併せて検討いただきたい。また、開発スケジュールに影響が生じるため、改版した各仕様書の提供時期を示して欲しい。
- →既存住基システム改造仕様書については改版が必要と見込んでおり、J-LIS にて修正対応中である。提供時期は別途改めて示す。
- 〇本議題にかかる議論は以上とし、来年1月の公表に向け、本日以降速やかに全

国意見照会を行いたい。本日頂戴した意見に関する全国意見照会案への反映 有無については座長に一任いただきたい。

- →異論なし。
- 2. 標準化における最近の動向について デジタル庁及び事務局より、標準化における最近の動向について説明を実 施。
- 〇ガバメントクラウド申請管理システムについて、従前の地方公共団体情報システム標準化基本方針においては国が用意するような記載ぶりであったが、令和5年9月に公表された際にその旨が削除されていた。標準化対応期限である2025年度末に向けたトータルデザイン、公共メッシュの構築に対する考えが変わったということか。また、2025年より、ガバメントクラウドへの接続方式としてLGWANを用いる方式となるが、それに伴いガバメントクラウド接続サービスは廃止になるということか。また、デジタル庁よりゼロトラストの概念を前提としたセキュリティの考え方が打ち出されたが、標準化の検討は境界防御型を前提に検討されたものであり、令和7年度末の標準化期限を見越した場合、ゼロトラストを前提とした再検討を今から実施することは難しいのではないか。
- →確認次第、改めて回答する。
- →事務局より各構成員に回答する。なお、LGWAN 回線を用いる方式はガバメント クラウドへの接続方法の選択肢の一つという位置づけであり、必ずしも LGWAN 回線の利用することを求めるものではない。
- →ゼロトラストに関する検討は中長期的な目線の検討であり、標準化期限である令和7年度末を念頭に置いたものではない。
- ○承知した。国・地方ネットワークの将来像及び実現シナリオに関する検討会について、十分な情報開示がなされておらず、全体の状況が見えていない状態と感じる。
- ○標準化に関してのスコープが広がっている点に懸念を抱いている。令和7年 度末までに一度に全部やれるかというと困難であり、できることを確実に進 めることが必要なのではないか。
- ○適合性確認を受けた標準準拠システムは存在しないが、各自治体は事業者に 調達を実施している。現状を踏まえた上で標準化を進めて欲しい。
- 〇自治体のご意見の中で人口動態調査事務システム及び火葬等許可事務システムの追加により標準化対象業務が拡大したという意見を聞いたことがあるが、

あくまでも戸籍情報システムのサブシステムとして要件化されたものという 位置づけである。期限が迫るにつれて、不安感等が高まっていくので、今後ど ういうスケジュールであるか等を丁寧かつ早めに説明してほしい。

## 3. その他

→本日ご議論いただいた内容を踏まえた仕様書の修正案を基に、11 月中旬を期限とした全国意見照会を進めていく。また、今後のスケジュールとしては、12 月中旬の分科会、令和6年1月中旬の検討会を経て、令和6年1月末に改定を予定している。

以上